

Ⅲ. 自己資本の充実度

1. 自己資本の充実度に関する評価方法

当行では、Tier I を原資として各リスクカテゴリーに配賦した資本（リスク資本）の範囲内に計量化されたリスク量（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）が収まっていることを月次でモニタリングするとともに、金利上昇及び株価下落をシナリオとするストレス・テストの実施を踏まえ、自己資本の充実度を評価することとしております。

また、バーゼルⅡ第一の柱に基づく自己資本比率及びTier I 比率の算定により、自己資本水準の十分性について評価するとともに、第一の柱に含まれない「銀行勘定の金利リスク」及び「与信集中リスク」の状況についても自己資本充実度の評価基準に加えております。

2. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(1) 資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	連 結		単 体	
	平成18年度末	平成19年度末	平成18年度末	平成19年度末
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	281	—	281	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	552	421	552	421
9. 地方三公社向け	385	303	385	303
10. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,902	7,055	5,908	7,059
11. 法人等向け	126,514	127,898	130,174	131,334
12. 中小企業等向け及び個人向け	28,727	29,087	28,605	28,955
13. 抵当権付住宅ローン	14,075	13,647	14,106	13,677
14. 不動産取得等事業向け	21,727	24,578	21,728	24,581
15. 三月以上延滞等	796	926	705	842
16. 取立未済手形	—	—	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	2,245	2,341	2,245	2,341
18. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
19. 出資等	23,513	16,791	23,660	16,949
20. 上記以外	20,072	11,857	15,747	7,888
21. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	535	369	535	369
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,520	2,297	2,546	2,332
合 計	247,849	237,577	247,182	237,056

（注）投資信託等、複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）に対する所要自己資本の額は、ETF及びREITを除き、全て23に記載しております。

(2) オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項 目	連 結		単 体	
	平成18年度末	平成19年度末	平成18年度末	平成19年度末
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	375	301	375	301
3. 短期の貿易関連偶発債務	15	23	15	23
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	49	123	49	123
5. NIF又はRUF	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	1,438	1,491	1,438	1,491
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	1,970	1,668	1,970	1,668
(うち有価証券の保証)	1,585	1,385	1,585	1,385
(うち手形引受)	—	0	—	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—	—	—
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	—	—	—	—
控除額 (△)	—	—	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	41	75	41	75
11. 派生商品取引	411	915	411	915
(1) 外為関連取引	373	873	373	873
(2) 金利関連取引	37	41	37	41
(3) 金関連取引	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—
(5) 貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—
12. 長期決済期間取引	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
合 計	4,301	4,600	4,301	4,600

3. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	連 結		単 体	
	平成18年度末	平成19年度末	平成18年度末	平成19年度末
基礎的手法	15,232	—	15,086	—
粗利益配分手法	—	14,442	—	14,258